

事務連絡

令和8年3月31日

都道府県民生主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
市区町村後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

「高齢者保健事業の実施計画（データヘルス計画）の中間評価に向けた手引き」の
公表及び総合的な評価指標（共通評価指標）の見直しについて

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）において、第3期データヘルス計画に基づき、データヘルス計画の標準化の推進及び効果的・効率的なデータヘルスの更なる普及を進め、高齢者の保健事業の展開を図っていただいております。

今般、厚生労働省から株式会社三菱総合研究所への委託により、有識者や広域連合の代表者による有識者会議を踏まえ、「高齢者保健事業の実施計画（データヘルス計画）の中間評価に向けた手引き」を取りまとめました。

本手引きにおいて、データヘルス計画の中間評価の目的・意義及び実施手順、中間評価を踏まえた事業見直しの方向性として広域連合による市町村支援や標準化に向けた工夫、市町村における効果的・効率的な事業実施のポイント、共通評価指標の実績値等について整理しております。つきましては、本手引きを活用し、データヘルス計画の中間評価に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者保健事業の実施等に関する指針（厚生労働省告示第百十二号）において、「低栄養の状態にある者」、「口腔機能の低下のおそれのある者」、「服薬（多剤投与又は睡眠薬投与）に係る指導等を必要とする者」、「身体的フレイルの状態にある者」、「重症化予防に係る指導等を必要とする者（血糖等管理が不十分な者、糖尿病等の治療を中断した者、基礎疾患を有し、かつ、身体的フレイルの状態にある者又は腎機能が低下し、かつ医療機関を受診していない者）」及び「健康状態が不明な者」に対する保健事業におけるハイリスク者数が各広域連合の被保険者数に占める割合を総合的な評価指標（以下「共通評

価指標」という。)として設定しています。この共通評価指標について、「高齢者保健事業の実施計画（データヘルス計画）中間評価に係る有識者会議」及び「高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ」における議論を踏まえ、令和8年度以降は、高齢者保健事業における健康診査（以下「健診」という。）を起点とした対象者抽出の趣旨に鑑み、かつ、評価に係る煩雑さを回避する目的から、ハイリスク者の対象者抽出手順に沿って、被保険者数、健診対象者数又は健診受診者数に占める割合を指標に用いることとし、その考え方を本手引きにおいて整理しておりますので、ご承知置きください。

なお、当該指針は、令和8年度中の改正を予定していることを申し添えます。

あわせて、本手引きは厚生労働省のホームページにも掲載しておりますので、ご確認の上、取組の参考にさせていただきますようお願いいたします。

厚生労働省HP > https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56322.html

(照会先)

厚生労働省保険局高齢者医療課

TEL : 03-5253-1111 (内線 3237)

メール : hokenzigu@nhl.w.go.jp